

議案第 9 1 号

亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

亀山市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 7 年 1 1 月 2 7 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

亀山市国民健康保険税条例（平成17年亀山市条例第158号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項中「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項中「14万円」を「16万円」に改める。

第26条中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に、「14万円」を「16万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の亀山市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年亀山市条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に次のただし書を加える。

ただし、第2条中亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例附則第19項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）は、平成28年1月1日から施行する。